

スポーツ指導者による体罰を助長する状況要因

A Study on Situational Factors Enhancing Corporal Punishment by Coaches in Youth Sports

上野 耕平¹

Ueno Kohei

概要

本研究では、児童・生徒を主な指導対象とする公認スポーツ指導者資格を有する指導者158名を対象として調査を実施し、これまでの体罰経験を明らかにした上で、スポーツ指導者による体罰を助長する状況要因について明らかにすることを目的とした。

分析の結果、対象者の半数弱にあたる71名の有資格指導者が過去5年間に暴力、暴言、威圧、しごき、セクハラのいずれかの体罰を行っていたこと、そして体罰経験のあった指導者71名の内、6割を超える指導者が保護者ら子ども以外の人物が確認できる状況で体罰を行っていたことが明らかになった。さらに指導者による体罰を助長すると仮定した3つの状況要因の内、暴力、暴言、威圧、しごきに対しては、「認知されたプレッシャー」及び「正当化」が、セクハラに対しては「認知された機会」を含む全ての状況要因が体罰を助長すると解釈可能な結果が得られた。

本研究の結果、指導者に対して勝利や競技能力の向上、人間形成などの結果や成果を求める周囲の状況が、スポーツ指導者を体罰に駆り立てている可能性が窺われた。今後はスポーツ指導者が体罰に至る心理的メカニズムの解明に焦点を当てた研究と共に、スポーツ指導者を取り巻く状況についてより詳細に検討する必要があると考えられた。

キーワード：スポーツ指導者、体罰、不正のトライアングル、犯罪機会論、環境心理学

問題の所在

2020年4月より改正児童福祉法及び改正児童虐待防止法が施行され、我が国において親権者などによる子供への体罰が法律で禁止された。学校における体罰については1879年の教育令以来、法律上は明示的かつ一貫して禁止されてきた(平野, 2014)が、上記した法の施行により体罰禁止が子育て全般に広げられ、法的に体罰を全面的に禁止した国としては世界で59番目であるとされる(子どもすこやかサポートネット, 2021)。法に基づき子供に対する体罰を撲滅する取り組みは、我が国ではまだ始まったばかりであると言える。

そうしたなか、世界各国における人権侵害状況を調査し公表するヒューマン・ライツ・ウォッチ(2020)は、「数えきれないほど叩かれて—日本のスポーツにおける子どもの虐待」と題する報告書を公表した。体罰事件に関する報道

内容や我が国での体罰に関する論文等の資料のほか、独自に行われたインタビュー調査の結果に基づき、我が国のスポーツ場面における体罰の現状がそこに記されると共に、体罰防止に向けた法整備や施策の実行に関する提言が、国や様々な関係機関に対して行われている。体罰を撲滅する上で法律の整備は極めて重要であり、こうした団体からの意見も取り入れ、体罰の撲滅に向けた取り組みを進めるべきであるが、報告書に記された提言を実行するだけで体罰がなくなるとは考えにくい。なぜなら、ヒューマン・ライツ・ウォッチによる報告書では体罰を働くスポーツ指導者を取り締まる法整備や施策の実施に重点が置かれており、場合によっては体罰の現場に居合わせ、スポーツ指導者による体罰を黙認する立場となる保護者らに対するアプローチが含まれていないからである。

村本(2017)は高校バレーボール部の指導者245名を対象

1 香川大学教育学部

として実施した体罰に関する調査の結果、半数を超える指導者が保護者や後援会、OB会などの外部から、競技成績を残すことに対してプレッシャーを受けていたことを明らかにした上で、保護者が運動部活動に深く関与することが体罰を助長する可能性について言及している。また山野(2013)は子どもが全国インターハイ出場レベルの運動部に所属した経験のある保護者90名を対象として行った調査の結果、60名(67%)の保護者が教師による体罰に肯定的な考えを持っていたことを明らかにしている。そして高橋(2013)は、山野(2013)において行われたインタビュー調査の結果について、全国大会に出場したいという子どもの願いを叶えるため、また嫉妬として体罰を容認していると指摘した上で、本調査が指導者による体罰が社会問題化した2012年以前に行われたものであり、保護者の本心が現れていると述べている。こうした状況を鑑みれば、体罰を指導者個人だけの問題に帰せるのではなく、体罰が行われる状況に注目した研究もまた必要であると考えられる。そして体罰が暴力を含む犯罪行為であるとの認識に立つならば、犯罪行為の実行に関する先行研究のモデルを援用することにより、体罰の撲滅に向けて必要とされる研究を明らかにできると考えられる。

そこで本研究では上野(2020)を参考に、個人が不正行為に至る要因を説明した「不正のトライアングル(Albrecht, 2014)」を援用し、スポーツ指導者による体罰を助長する状況について検討する。不正のトライアングルはCressey(1953)による横領犯罪の生起過程に関する社会心理学的研究をもとに、Albrecht(2014)が不正に個人が手を染める要素として「認知されたプレッシャー」、「認知された機会」、「正当化」の3つの要素を提示したことに由来する。本モデルの特徴は、不正の原因を個人にのみ求めるのではなく、それを可能にする状況に焦点を当てているところにある。例えば、指導者が周囲から勝利に対するプレッシャーを感じるなかで、体罰が生徒のためになる(正当化)と考えていたとしても、マスコミが取材に来ている前で体罰を行う指導者はいないだろう。また、暴力を厭わない指導者が体罰を行おうとしても、それを容認しない、または実行できない状況が構築されていれば、暴力や暴言などの体罰を未然に防ぐことができる。Felson(2005)は犯罪学の視点から、日常生活における犯罪を抑止する上では、個人のモラルに頼るよりも犯罪が起らないような状況を予防的に作り出すことの方が効果的であるとしている。本研究では、不正のトライアングルを援用した調査項目を作成し、スポーツ指導者による体罰を助長する状況要因について明らかにすることを目的とする。

方法

(1) 調査対象者

A県で開催されたスポーツ指導者研修会に参加した指導

者約200名に対して調査への協力を依頼した。その上で、得られたデータから成人のみを指導対象とする48名の指導者を除外し、中高生以下の児童・生徒を指導対象とするスポーツ指導者158名(男性112名、女性46名、平均年齢52.07歳、指導経験年数21.14年)の回答を分析に用いた。指導者らが主として指導している種目は、陸上競技、セーリング、ソフトボール、ボクシングなど多岐にわたっていた。なお本研修会は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者のさらなる資質向上と活動促進及び、指導者の連帯感を深め組織的活用を図ることを目的として、日本スポーツ協会及びA県スポーツ協会によって開催されたものであった。本研修会と同様の研修会は全国各地で開催されており、それらの受講は日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の更新に必要な要件とされている。従って、本研修会の受講者も資格の更新を希望する日本スポーツ協会公認スポーツ指導者であった。

(2) 手続き

下記の質問から構成される調査用紙を作成した上で、研修会開始前の時間を利用して配布・実施された。また調査への回答は義務ではなく途中でも辞められることを口頭で説明した。調査は無記名で行われた。

(3) 調査内容

本調査はスポーツ指導者の体罰経験及び指導現場の状況について調査することを目的として実施された。調査は、1)過去5年以内の体罰経験、2)スポーツ指導者が置かれている状況についての質問、から構成された。

1) 過去5年以内の体罰経験

上野(2020)を参考に、体罰が問題視されることのなかった過去ではなく、比較的記憶が残る過去5年以内の体罰経験の頻度について質問した。2012年には体罰根絶宣言が日本体育協会、日本オリンピック委員会ほかにより示されていることから、本調査結果は、体罰は根絶すべきであるという方針が公認スポーツ指導者の間に十分広まっている状況における体罰経験を表していると考えられる。なお、上述した体罰根絶宣言をもとに作成された運動部活動ガイドライン(文部科学省, 2013)において体罰として考えられている、「暴力」、「暴言」、「威圧」、「しごき」、「セクシャルハラスメント(以下、セクハラと略す)」を質問項目として用いた。各項目への回答は1)「まったくない」から4)「よく行った」までの4件法により実施し、分析に応じて、順序尺度として各カテゴリーの実数を集計する方法か、間隔尺度とみなし各項目への回答を得点として用いる方法を選択した。また体罰経験がある指導者については、「プレーヤー以外の他者がいる状況での体罰経験」及び、「指導者とプレーヤーしかいない状況での体罰経験」についても上記と同じ4件法により回答を求め、分析も同様に行った。

2) スポーツ指導者が置かれている状況についての質問

先述したとおり、個人が不正行為に至る要因を説明した「不正のトライアングル (Albrecht, 2014)」では、その要因として「認知されたプレッシャー」、「認知された機会」、「正当化」の3つの要因が示されていた。そこで本研究では、スポーツ指導者による体罰を指導場面における不正行為とみなし、体罰に至る指導者が置かれている状況について、1)「体罰を行ってでも結果(勝利や能力の向上、人間形成ほか)を求めるプレッシャーを周囲から感じる(認知されたプレッシャー)」、2)「結果(勝利や能力の向上、人間形成ほか)さえ出るなら、体罰を行っても見過ごされると感じる(認知された機会)」、3)「選手の成長を思っただけで体罰なら許されると感じる(正当化)」として、それぞれ質問した。各項目への回答は1)「まったくあてはまらない」から4)「とてもよくあてはまる」までの4件法により実施し、分析には各項目への回答を得点としてそのまま用いた。

結果

(1) 指導者の体罰経験

指導者の体罰経験に関する回答結果を図1から図3に示した。過去5年間に暴力、暴言、威圧、しごき、セクハラのいずれかの体罰を行った経験が少しでもあった指導者は71名(44.94%)、一度も行った経験のない指導者は87名(55.06%)であった。体罰の項目別の結果をもとに「まったくない」と回答した指導者を抽出したところ、暴力134名(84.81%)、暴言97名(61.39%)、威圧110名(69.62%)、しごき125名(79.11%)、セクハラ152名(96.20%)となり、身体的な危害を伴わない体罰である暴言と威圧において、まったく経験がないと回答する指導者の割合がその他の体罰よりも少ないことを示す結果が得られた。続いて体罰を行った状況については、上述した指導者71名の内、保護者ら児童・生徒以外の人物が体罰を確認できる状況において体罰を行ったことのある指導者は43名(60.56%)であった。一方で、児童・生徒と指導者しかいない状況で体罰を行ったことのある指導者は34名(47.89%)となり、児童・生徒以外の第三者が体罰を確認できる状況よりも少なかった。

(2) 指導者が置かれている状況が体罰経験に及ぼす影響

指導者が置かれている状況(認知されたプレッシャー、認知された機会、正当化)を予測変数、体罰経験(暴力、

暴言、威圧、しごき、セクハラ)をそれぞれ説明変数として重回帰分析(強制投入法)を行った。本分析に用いた各変数の相関係数、平均値及び標準偏差は表1に示すとおりである。分析の結果、全ての体罰において重回帰モデルは有意(暴力: $F(3,155) = 232.84, p < .001$, 暴言: $F(3,155) = 202.02, p < .001$, 威圧: $F(3,155) = 172.79, p < .001$, しごき: $F(3,155) = 195.07, p < .001$, セクハラ: $F(3,155) = 275.23, p < .001$)であり、暴力、暴言、威圧、しごきに対しては、「認知されたプレッシャー」及び「正当化」からの影響が大きいほど助長され、セクハラに対しては「認知された機会」を含む全ての状況要因からの影響が大きいほど体罰を助長すると解釈可能な結果が得られた(表2)。

考察

(1) スポーツ指導者による体罰の現状

スポーツ指導者の体罰経験に関する回答結果から、調査対象となった158名の内、半数弱にあたる71名(44.94%)の指導者が過去5年間に何らかの体罰を行ったことがあることが明らかになった。藤田ら(2016)は教員免許状更新講習に参加した小・中・高等学校教員の内、保健体育の教員免許状を有する338名の教員を対象として行った調査の結果、学校現場において体罰・暴力・ハラスメントなどの行為を実際に行ったことがあると回答した教員は29.3%であったと報告している。藤田ら(2016)による調査結果は約3割の学校教員に体罰経験があったことを示していたが、今回の調査結果を通じて、公認スポーツ指導者の資格を有し児童・生徒を主な指導対象とするスポーツ指導者においては、その割合を上回っていることが明らかになった。学校教育における体罰については従来より学校教育法においてその禁止が明記されているほか、部活動指導中の体罰の禁止に関する通知(文部科学省, 2012)も出されており、体罰に対する視線は学校教育において特に厳しいものとなっていると考えられる。一方で、2012年に日本体育協会、日本オリンピック委員会ほかによる連名で「スポーツ界における暴力根絶宣言」が提示され、学校教育外のスポーツ指導場面においても体罰撲滅に向けた取り組みが進められているところである。そうしたなかであっても、体罰に頼った指導は引き続き行われていることを本結果は示しており、指導者講習会等を通じた啓発活動に限らず、法整備も視野に入れた多方面からの取り組みが必要であると

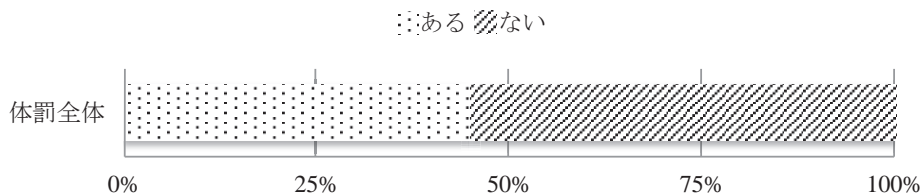


図1 過去5年間のスポーツ指導者による体罰経験

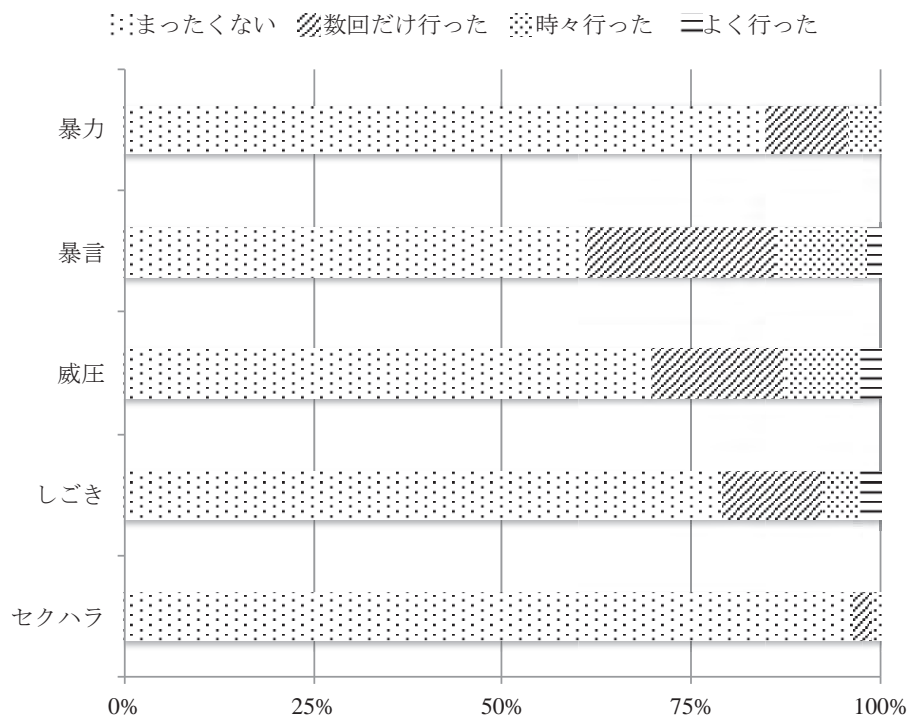


図2 過去5年間のスポーツ指導者による体罰の項目別の経験

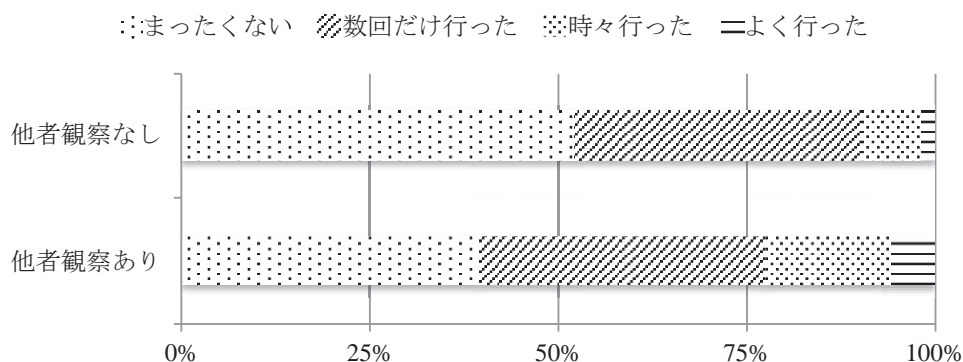


図3 スポーツ指導者による体罰が行われた状況

表1 分析に用いた各変数の相関係数と平均値及び標準偏差

	1	2	3	4	5	6	7	Mean	SD
1. 暴力	-							1.20	.50
2. 暴言	.50***	-						1.54	.78
3. 威圧	.57***	.81***	-					1.46	.78
4. しごき	.57***	.58***	.65***	-				1.31	.69
5. セクハラ	.35***	.17*	.16*	.26***	-			1.05	.27
6. 認知されたプレッシャー	.31***	.29***	.25**	.37***	.37***	-		1.46	.74
7. 認知された機会	.29**	.22**	.23**	.31***	.32***	.60***	-	1.37	.68
8. 正当化	.35***	.41***	.38***	.19*	.44***	.51***	.72***	1.56	.80

* $p < .05$, ** $p < .01$, *** $p < .001$

表2 指導者が置かれている状況が体罰経験に及ぼす影響

		暴力	暴言	威圧	しごき	セクハラ
認知されたプレッシャー		.46***	.39***	.32***	.44***	.72***
認知された機会	β	.17	-.13	-.02	.11	.59**
正当化		.47***	.66***	.57***	.34**	.39*
	<i>adjustedR</i> ²	.82***	.80***	.77***	.79***	.84***

N = 158

* $p < .05$, ** $p < .01$, *** $p < .001$

考えられた。

体罰の内容別に頻度を比較した結果からは、セクハラについては極めて少ない頻度でしか行われていないことが読み取れた。ただし、一般的にセクハラ被害の相談が行われにくいと同じように、セクハラ指導経験についても他の体罰と比較して少なく申告している可能性や、指導者本人がセクハラと自覚せずに行っている可能性もある。山田・井上(2017)は、これまで様々な形で行われてきたスポーツ場面におけるセクハラを例として挙げつつ、こうした決して許されない暴力をなくす上でも目に見えにくい、認識されにくい暴力への気づきがまず必要であるとしており、本調査結果に関わらず、今後も引き続き注意する必要がある。その他の体罰については上野(2020)による調査結果と大筋において同様な結果であり、よく行ったとの回答は全ての体罰で5%未満であることから、暴力や威圧、しごきを行う指導者は限定され、基本的には特定の指導者が繰り返し行っていると推測される。

一方で、身体的な危害を伴わない体罰である暴言と威圧を行った経験のある指導者の比率が他の体罰と比較して高くなっていた。Battaglia et al.(2017)はカナダのアイスホッケーチームに所属する11歳から13歳の児童12名を対象として調査を行った結果、チームの指導者によって行われた体罰として、懲罰的トレーニング(しごき)、選手交代、怒鳴る(威圧)、用具整備、ポジション転向が挙げられていた。Battaglia et al.による研究では体罰として暴力が挙げられることはなく、身体的な暴力はカナダにおけるスポーツ指導の現場では完全に排除されている様子が窺えるが、その代わりに、拙いプレーをした選手を怒鳴ったり、懲罰的にトレーニングや用具整備を課すなど、我が国では威圧、しごきにあたると思われる体罰が行われているようにも理解できる。さらにBattaglia et al.(2020)は、活動開始後3年以内でチームを離れた18歳から19歳の10名の元アイスホッケー部員を対象とした調査の結果、指導場面においてコーチから言葉による体罰(威圧・暴言)を受けたことにより、アイスホッケーに対する魅力を失ったこと、また指導者に対する信頼を失ったことを明らかにしている。例え

身体的な危害を加えることのない体罰であっても、その心理的な影響は身体的な体罰を上回る場合すらある。本研究の結果において暴言や威圧の割合が高かったのは、身体的な暴力に対する社会の認識が厳しくなったことの影響を受けているとも考えられ、暴言やしごき、威圧については、これまでも増して注視する必要があると考えられた。

(2) スポーツ指導者による体罰を助長する状況要因

問題の所在で触れたように、本研究では上野(2020)と同様に、スポーツ指導者による体罰は犯罪行為であるとの認識に立ち、個人が不正行為に至る要因を説明した「不正のトライアングル」をモデルとして援用した。そこでは不正行為に至る要因の一つとして、不正を犯す「認知された機会」が挙げられ、不正が露見するような状況をつくり、不正を犯すことのできる機会自体を減少させることにより不正が減らせるとされていた。しかし本研究の結果、過去5年間に体罰を行った経験が少しでもあった指導者71名の内、保護者ら児童・生徒以外の人物が体罰を確認できる状況において体罰を行ったことのある指導者は43名(60.56%)であった。このことから、スポーツ指導者による体罰は児童・生徒と指導者だけの密室で行われるのではなく、児童・生徒以外の他者、即ち多くの場合、彼らの保護者が現場にいる状況で行われていたと推測された。つまり、体罰を行った指導者は児童・生徒以外の他者の存在を気にせず、場合によっては他者から暗黙の承認を得て体罰を働いていた可能性が窺われた。

そこで、体罰に至る状況要因として「認知されたプレッシャー」、「認知された機会」、「正当化」の3つの要因について、指導者の体罰経験に及ぼす影響について分析した結果、暴力、暴言、威圧、しごきに対しては、「認知されたプレッシャー」及び「正当化」が、セクハラに対しては全ての状況要因が影響を及ぼすと解釈可能な結果が得られた。加害者、被害者共に表面化することを隠避する傾向にあるセクハラにおいて全ての状況要因の影響が認められたことから、「不正のトライアングル」モデルは体罰においても一定の説明力を持つモデルであると考えられた。また、セクハラについては「認知された機会」、つまり第三者の視

線を指導場面に取り入れることにより被害の発生を一定程度予防できると考えられた。

他方、暴力、暴言、威圧、しごきについては、第三者の視線を指導現場に取り入れても体罰の抑止効果は認められないことを示す結果であり、一般的な不正とは様相が異なる可能性がある。村本(2017)は大阪府で2012年に起こった体罰による高校バスケットボール部員の死亡事件後に、少なくとも数の保護者や卒業生らが、顧問教諭に対する寛大な処分を求める嘆願書を提出していたとする事例をもとに、運動部員の保護者は体罰を許容しており、指導者が体罰により処分を受ける状況に至っては、指導者を守ろうとする場合さえあることを指摘している。またバレーボールクラブに所属する女子児童に対して行われた体罰の事例では、一部の保護者が体罰の事実を外部に漏らさないよう保護者全員に対して誓約書への署名を強要していたことが明らかにされている(毎日新聞オンライン記事, 2019年11月22日)。これらの事実は、保護者や後援会など、指導者を取り巻く状況が競技成績や能力の向上、また人間的な成長などの結果や成果を求めることと引き換えに、体罰を容認してきた可能性があることを示している。これだけ体罰が否定される状況にありながらも繰り返される背景には、場合によっては、スポーツ指導者に様々な成果を求めるなかで、体罰を助長する立場にもなり得る保護者らの存在が浮かび上がる。

しかしこれまで、スポーツ指導者による体罰経験に対して指導者が置かれている状況が及ぼす影響については実証的に検討されていなかった。その理由として、指導者による体罰や様々なハラスメントが一気に社会問題化したこともあり、「体罰をなくすためにはどうすれば良いのか?」といったリサーチクエスチョンに基づき、指導者が体罰に至る動機の解明や体罰が行われるメカニズムの説明を試みる研究(例えば、松田, 2015, 2016; 大峰, 2016; 高橋・久米田, 2008)に偏る傾向にあったことが挙げられる。そしてこうした研究成果に基づき講習会等を通じて指導者教育を行うことにより、体罰を撲滅するという流れが描かれてきたと言える。

指導者が体罰に至る動機やメカニズムを解明する研究はもちろん重要である。一方で、体罰を犯しやすい指導者の性格傾向が解明されたとしても、その矯正を図るのは簡単ではない。他方、暴力を厭わない指導者が体罰を行おうとしても、それを容認しない、または実行できない状況が構築されていれば、スポーツ場面における暴力や暴言などの体罰を未然に防ぐことができる。近年の犯罪研究においては、犯罪や非行を防止する上で、犯罪者の動機や背景の理解を重視する犯罪原因論と共に、環境心理学の観点から犯罪が行えない状況の解明を目指す犯罪機会論の知見の双方を活かす必要性が指摘されている(鳥田, 2013)。体罰が行われる現場を俯瞰的に眺めるならば、そこには指導者と

児童や生徒のほか、彼らの保護者を中心とする関係者が存在するはずである。従って体罰を指導者個人だけの問題に帰せるのではなく、体罰が行われる状況に注目した研究もまた必要であると考えられる。本研究の結果は、体罰の抑止において、指導者が周囲から競技能力の向上や人間形成に対するプレッシャーを感じない状況や、体罰の正当化が許されない状況を構築することが重要であることを示している。「児童・生徒を体罰から守るためにはどうすればいいのか?」をリサーチクエスチョンとし、指導者の性格傾向や思想信条に関わらず体罰が行われにくい状況の解明に向けて、指導者や保護者を中心としたスポーツ指導に関わるステークホルダーを対象とした調査が必要であると考えられた。

まとめ

本研究では、児童・生徒を主な指導対象とする公認スポーツ指導者資格を有する指導者158名を対象として調査を実施し、これまでの体罰経験を明らかにした上で、スポーツ指導者による体罰を助長する状況要因について明らかにすることを目的とした。

分析の結果、対象者の半数弱にあたる71名の有資格指導者が過去5年間に暴力、暴言、威圧、しごき、セクハラのうちいずれかの体罰を行っていたこと、そして体罰経験のあった指導者71名の内、6割を超える指導者が保護者ら子ども以外の人物が確認できる状況で体罰を行っていたことが明らかになった。さらに指導者による体罰を助長すると仮定した3つの状況要因の内、暴力、暴言、威圧、しごきに対しては、「認知されたプレッシャー」及び「正当化」が、セクハラに対しては「認知された機会」を含む全ての状況要因が体罰を助長すると解釈可能な結果が得られた。

本研究の結果、指導者に対して勝利や競技能力の向上、人間形成などの結果や成果を求める周囲の状況が、スポーツ指導者を体罰に駆り立てている可能性が窺われた。今後はスポーツ指導者が体罰に至る心理的メカニズムの解明に焦点を当てた研究と共に、スポーツ指導者を取り巻く状況についてより詳細に検討する必要があると考えられた。

付記

本研究は、科学研究費補助金(基盤研究C, 課題番号: 21K11551, 研究代表者: 上野耕平)の助成を受けて行われました。

文献

- Albrecht, W. S. (2014) Iconic fraud triangle endures: Metaphor diagram helps everybody understand fraud. *Fraud Magazine*, July/August: 1-7.
- Battaglia, A.V., Kerr, G., and Stirling, A.E. (2020) Examining the influence of athletes' punishment experiences on decisions to

- cease participation in competitive hockey. *International Journal of Sport and Exercise Psychology*, 18: 519-533.
- Battaglia, A.V., Kerr, G., and Stirling, A.E. (2017) Youth Athletes' Interpretations of Punitive Coaching Practices. *Journal of Applied Sport Psychology*, 29: 337-352.
- Cressy, D. R. (1953) Other people's money: A study in the social psychology of embezzlement. The Free Press.
- Felson, M. (2002) *Crime and everyday life* (3rd ed.). Pine Forge, Inc. 守山正 (監訳) (2005) 日常生活の犯罪学. 日本評論社.
- 藤田主一・市川優一郎・福場久美子 (2016) 学校現場における保健体育教員の体罰に関する態度の研究. *応用心理学研究*, 41: 290-298.
- 平野裕二 (2014) 子どもに対する暴力はいかなるものも正体化できない—体罰禁止に関する国際動向と日本の対応—. *季刊forum教育と文化*, 74: 22-35.
- ヒューマン・ライツ・ウォッチ (2020) 数えきれないほど叩かれて—日本のスポーツにおける子どもの虐待.
<https://www.hrw.org/ja/report/2020/07/20/375777>
(参照日:2021年5月26日)
- 子どもすこやかサポートネット (2020) 日本が世界で59番目の体罰全面禁止国へ.
<https://www.kodomosukoyaka.net/news/20200300.html>
(参照日:2021年5月26日)
- 松田太希 (2016) 運動部活動における体罰の意味論. *体育学研究*, 61: 407-420.
- 松田太希 (2015) スポーツ集団における体罰温存の心的メカニズム—S.フロイトの集団心理学への注目から—. *体育・スポーツ哲学研究*, 37(2): 85-98.
- 文部科学省 (2013) 運動部活動での指導のガイドライン.
http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1406072.htm (参照日:2019年11月28日)
- 文部科学省 (2012) 体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について.
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331907.htm
(参照日:2021年5月26日)
- 村本宗太郎 (2017) 学校運動部活動における体罰の発生要因に関する研究. 立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科2017年度博士学位論文.
- 大峰光博 (2016) 運動部活動における生徒の体罰受容の問題性: エーリッヒ・フロムの権威論を手掛かりとして. *体育学研究*, 61: 629-637.
- 高田貴仁 (2013) 環境心理学と犯罪研究—犯罪原因論と犯罪機会論の統合に向けて—. *環境心理学研究*, 1(1): 46-57.
- 高橋豪人 (2013) 体罰問題からのスポーツ再考—逸脱=過剰同調としての体罰. *教育と医学*, 61(8): 652-659.
- 高橋豪人・久米田恵 (2008) 学校運動部活動における体罰に関する調査研究. *教育実践総合センター研究紀要*, 17: 161-170.
- 上野耕平 (2020) スポーツ少年団における体罰に関する探索的研究—不正のトライアングルに基づく考察—. *香川大学教育学部研究報告*, 2: 103-112.
- 山田ゆかり・井上則子 (2017) 女性アスリートが抱える課題—セクシュアルハラスメントに着目して—. *津田塾大学紀要*, 49: 249-266.
- 山野修司 (2013) 保護者の体罰意識についての研究——運動部活動に注目して. *奈良体育学会研究年報*, 17: 19-24.